

君高支第2333号
令和2年2月27日

市内指定地域密着型サービス事業者
代表者 様

君津市保健福祉部高齢者支援課長

新型コロナウイルス感染拡大防止措置に伴う運営推進会議
の取扱いについて（通知）

平素から、本市の介護保険行政にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、当面の間、新型コロナウイルスの感染拡大防止措置として、指定地域密着型サービス事業所に義務付けられている運営推進会議を延期または中止した場合であっても、君津市指定地域密着型サービス事業所においては、運営基準違反とならない取扱いといたします。

記

- 1 事業者の判断により運営推進会議の開催を妨げるものではありませんが、開催する場合は、感染防止に十分配慮してください。
- 2 本取扱いにより、運営推進会議を延期または中止する場合には、出席予定者にその旨連絡をお願いいたします。
- 3 本取扱いを終了する場合は、あらためてお知らせいたします。
- 4 認知症対応型共同生活介護事業所が対象となる「外部評価の実施回数緩和」の要件としての運営推進会議の取扱いについては、運営推進会議構成員に文書等を送付するなどして、運営状況の報告を行い、事業所に対する評価、要望、助言等の受付、市へ議事録の提出を行った場合は、運営推進会議を中止したとしても運営推進会議を開催したものとみなすこととします。

※本通知は、君津市での取扱いとなりますので、利用者が他市町村の被保険者である場合は、各保険者に対して確認が必要となりますので、ご注意ください。

君津市保健福祉部
高齢者支援課介護事業支援係
電話 0439 (56) 1736
Mail kourei@city.kimitsu.lg.jp